

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関を指定した件 四五
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の名称を変更した旨届出があった件 四五
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった件 四五
- 生活保護法による指定介護機関を休止した旨届出があった件 四五
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 四五
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 四五
- 土砂災害警戒区域の指定を解除する件 四五
- 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件 四五
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件 四五

別警戒区域を指定する件

四五

公 告

- 介護老人保健施設の開設を許可した件 四五
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件 四五
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件 四五
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関が指定を辞退した件 四五
- 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 四五
- 政府調達に関する苦情の受付及び処理の状況を公表する件 四五
- 福島県公安委員会
○警備員指導教育責任者講習を実施する件 四五
- 福島県収用委員会
○土地収用法により土地の収用について裁決手続の開始を決定した件 四五

告 示

福島県告示第四百四十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む)により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成二十一年七月十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
訪問看護ステーションしみず	福島市南沢又字上並松八一六	福島中央市民医療生活協同組合	福島県福島市野田町一一五一一二	平成二十一年六月一日	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導
シヨートステイ信夫の里	同 市仁井田字下川原一七	社会福祉法人雄峰福祉会	同 市仁井田字下川原一七	同	介護予防 短期入所生活介護
デイサービスセンター信夫の里	同	同	同	同	介護予防 通所介護
ケアヘルパ一楓	会津若松市古川町四一八	株式会社楓	同 県会津若松市真宮新町北二一八	同	訪問介護 介護予防 訪問介護
白河調剤薬局	白河市六反山一〇一三六	株式会社フアークス	東京都千代田区神田練堀町六八一ムラヤビル二階	平成二十二年四月一日	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導
クオール薬局喜多方店	喜多方市松山町村松字	クオール株式会社	同 都新宿区四谷一一一七	平成二十二年七月一日	居宅療養管理指導

グループホーム満天	安達郡大玉村玉井字北東町五四一	株式会社マインド	同 県本宮市本宮字中條一六一	平成二十二年六月一日	認知症対応型共同生活介護
J Aみちのく安達介護センター	本宮市本宮字戸崎四一	みちのく安達農業協同組合	同 県二本松市成田町一八二一一一	平成二十二年四月一日	介護予防訪問介護
秀公会指定居宅介護支援事業所あづま	同 市保原町大泉字小作逢一五一	医療法人秀公会	同 県福島市大森字柳下一六一	平成二十二年六月一日	居宅介護支援事業
ヘルパーステーションえび	伊達市保原町一〇一一四一ガールデンパレス保原一〇七号	株式会社扇寿	同 県伊達市保原町字八幡町二〇	平成二十二年五月一日	訪問介護
訪問介護事業所	相馬市小野字小野迫六六一	特定非営利活動法人こころ	同 県相馬市小野字小野迫六六一	平成二十二年六月十八日	訪問介護介護予防訪問介護
医療法人社団小野病院グループホームレインボー	同 市関芝町上高額字広面六七三一一六	医療法人社団小野病院	福島県喜多方市字沼田六九九四	平成二十二年四月一日	認知症対応型共同生活介護
北原三六四三一五					介護予防居宅療養管理指導

福島県告示第四百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成二十一年七月十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称		事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
変更前	変更後			
心愛会ホームヘルプサービス	ハーモニーほんごう訪問介護事業所	大沼郡会津美里町字北川原一四	社会福祉法人心愛会	福島県郡山市緑ヶ丘六一二六一二

（社会福祉課）

福島県告示第四百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年七月十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
有限会社エヌケイ商事	福島市伏拝字田中二九	福島市蓬萊町八一一一八	有限会社エヌケイ商事	福島県福島市蓬萊町八一一一八

護

（社会福祉課）

福島県告示第四百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該介護機関を休止した旨届出があった。

平成二十一年七月十日

福島県知事 佐藤雄平

（社会福祉課）

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	休年月日	サービスの種類
訪問看護ステーション あいづ	会津若松市天神町一九一六	特定非営利活動法人さくら訪問看護婦会	福島県会津若松市天神町一九一六	平成二十二年六月一日	訪問看護 介護予 防訪問看護
介護支援あいつ	同	同	同	同	居宅介護 支援事業
訪問介護あいつ	同	同	同	同	訪問介護 介護予 防訪問看護

（社会福祉課）

福島県告示第四百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十一年七月十日から同年十一月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）福島市松山町複合店舗 福島県福島市松山町七十七番地ほか
二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 有限会社渡辺産業

代表者の氏名 代表取締役 渡辺 喜良

住所 福島県福島市道前二十七番地の三

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

（一）店舗①

名称 株式会社西松屋チェーン

代表者の氏名 代表取締役 大村 禎史

住所 兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六番地一

（二）店舗②

名称 株式会社フォー・ユー

代表者の氏名 代表取締役 清水 孝浩

住所 香川県高松市今里町二丁目十六番地一

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年三月三日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百九十二平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

位置 別紙図面のとおり

収容台数 六十六台

（二）

（一）位置 別紙図面のとおり

収容台数 四十二台

3 荷さばき施設の位置及び面積

位置 別紙図面のとおり

面積 四十六平方メートル

（二）

（一）位置 別紙図面のとおり

容量 十二立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（一）開店時刻 午前十時

（二）閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後十一時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 三か所
(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前八時から午前十時まで

七 届出年月日

平成二十一年七月二日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年七月十日から同年十一月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び相馬市商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

相馬ショッピングパーク 福島県相馬市馬場野字雨田百十八番地一ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 三千六百七十二平方メートル

(変更後) 三千百十六平方メートル

2 駐車場の収容台数

(変更前) 百五十四台

(変更後) 百二十六台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

(二) 面積

(変更前) 三百九十五平方メートル

(変更後) 三百九十六平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

(二) 面積

(変更前) 七十七立方メートル

(変更後) 七十八立方メートル

5 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 三か所

(変更後) 二か所

三 変更しようとする年月日

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計及び駐車場の自動車の出入口の数

平成二十一年七月三十日

2 駐車場の収容台数、荷さばき施設の位置及び面積並びに廃棄物等の保管施設の位置及び容量

平成二十二年三月一日

四 届出年月日

平成二十一年六月三十日

五 届出をした者

有会社社赤門

株式会社ホットマン

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十一年七月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
真名子	西白河郡西郷村大字羽太字上ノ林	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(砂 防 課)

福島県告示第四百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

第五十七号) 第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十一年七月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

真名子	区域名	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
林	西白河郡西郷村大字羽太字上ノ		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(砂 防 課)

福島県告示第四百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十一年七月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 土砂災害警戒区域

真名子	区域名	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
林	西白河郡西郷村大字羽太字上ノ		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
-----	----	---------------------	--------------------------------

真名子	西白河郡西郷村大字羽太字上ノ	急傾斜地の崩壊	定される衝撃
林			次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(砂 防 課)

公 告

公告第三百八十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第九十四条第一項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成二十一年七月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

施設の名称	施設の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	許可年月日
医療法人あさひ 介護老人保健 施設プロヴィデ ンス	西白河郡矢吹町 文京町二二六	医療法人渡部 病院	福島県西白河郡 矢吹町文京町二 二七―七	平成二二年 七月一日

(高齢福祉課)

公告第三百八十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成二十一年七月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

変更前の 事業所の 名称	変更後の 事業所の 名称	事業所の所 在地	事業者の 名称	事業者の主 たる事務所 の所在地	サービスの 種類	サービスの 主たる 対象者
--------------------	--------------------	-------------	------------	------------------------	-------------	---------------------

公告第三百八十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。
平成二十一年七月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

石川更生園	石川共生園	石川郡石川町大字塩沢字割田作三四―一二三	社会福祉法人桜が丘学園	福島県石川郡石川町字猫啼三五九―一	短期入所知的障害者更生施設知的障害者更生施設通所	知的障害者
-------	-------	----------------------	-------------	-------------------	--------------------------	-------

（障がい福祉課）

名 称	所 在 地	指定年月日	自立支援医療の種類	指定する診療科名	主として担当する医師又は歯科医師
キユウキユウ堂薬局新町店	福島市新町八一三	平成二十二年七月一日	精神通院医療	調剤	/
コスモ調剤薬局五百田店	伊達郡川俣町字五百田二〇―一七	同	同	同	/
よつばのクロバー薬局安積店	郡山市安積四丁目三〇九―二	同	同	同	/
ユア調剤薬局	同 市中ノ目一丁目二六―三	同	同	同	/
調剤薬局ツルハドラッグ会津若松市湯川	同 町一―五八	同	育成医療更生医療精神通院	同	/
津湯川店					

公告第三百八十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関は、当該指定を辞退した。
平成二十一年七月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

（障がい福祉課）

名 称	所 在 地	辞退年月日	自立支援医療の種類	辞退した診療科名
あさか調剤薬局	郡山市安積町長久保一丁目二四―一	平成二十二年三月二日	精神通院医療	調剤
よつばのクロバー薬局安積店	同 市安積四丁目三〇九―二	平成二十二年六月三〇日	同	同

（障がい福祉課）

公告第三百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。
平成二十一年七月十日

土地改良事業を行つた者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可又は施行同意の年月日	工事の完了年月日
福島市	平野	基盤整備促進（農道）	平成一三年九月一日	平成二十二年二月二七日

（農村計画課）

公告第三百八十八号

政府調達に関する苦情の処理手続要綱第九の規定により、平成二十一年度第一四半期における苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。
平成二十一年七月十日

苦情の受付件数 零件

福島県知事 佐藤 雄 平

（審査課）

福島県公安委員会公告第5号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定により、警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成21年7月10日

福島県公安委員会委員長 松本 忠 清

1 講習の区分、期間及び日時並びに場所

(1) 区分

ア 法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習（以下「雑踏・交通誘導警備講習」という。）

イ 法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習（以下「施設警備講習」という。）

ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務に係る講習（以下「貴重品運搬警備講習」という。）

(2) 期間及び日時

ア 雑踏・交通誘導警備講習

(イ) 期間 2日間

(ウ) 日時 平成21年9月14日（月）及び同月15日（火）の午前9時から午後5時まで

イ 施設警備講習

(イ) 期間 4日間

(ウ) 日時 平成21年10月7日（水）から同月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び同月12日（月）を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 貴重品運搬警備講習

(イ) 期間 2日間

(ウ) 日時 平成21年11月4日（水）及び同月5日（木）の午前9時から午後5時まで

(3) 場所

福島県青少年会館（福島県福島市黒岩字田部屋53番5）

電話024-546-8311

2 受講定員

各講習30名

3 受講対象者

受講しようとする講習に係る警備業務（以下「受講警備業務」という。）以外の警備業務に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者資格者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国公安委員会規則第2号）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者資格者講習

修了証明書の交付を受けている者で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当するものであること。

(1) 最近5年間に受講警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「新1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下単に「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「新2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による陸止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事しているもの

4 受講申込手続等

(1) 受講申込手続

受講を希望する者は、福島県内の各警察署に備付けの受講申込書に必要事項を記入し、写真（6か月以内撮影した無帽、無背景の正面の顔写真で、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）1葉をはり付け、住所地を管轄する警察署（福島県外に住所を有する者にあつては、福島県内の最寄りの警察署）に提出すること。

なお、郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(2) 添付書類

(1)の受講申込書には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類を添付すること。

ア 3の(1)に掲げる者 受講警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書 各1通

イ 3の(2)に掲げる者 新1級検定に係る合格証明書の写し 1通

ウ 3の(3)に掲げる者 新2級検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事していることを証明する警備業者等の作成に係る書面 各1通

エ 3の(4)に掲げる者 旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下単に「合格証」という。）の写し 1通

オ 3の(5)に掲げる者 旧2級検定に係る合格証の写し及び当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事していることを証明する警備業者

等の作成に係る書面 各1通

(3) 受講申込みの受付期間

ア 雑踏・交通誘導警備講習

平成21年8月10日(月) から同月14日(金) までの午前9時から午後5時まで

イ 施設警備講習

平成21年9月7日(月) から同月11日(金) までの午前9時から午後5時まで

ウ 貴重品運搬警備講習

平成21年10月2日(金) から同月7日(水) まで(土曜日及び日曜日を除く。)

の午前9時から午後5時まで

なお、各講習とも受講申込みの先着順に受講者を決定し、受講者の数が定員に達したときは、その後の申込みについては、受付期間中であっても受付を締め切るものとする。

(4) 講習内容及び修了考査

講習は、警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関することについて、雑踏・交通誘導警備講習にあつては14時間、施設警備講習にあつては23時間、貴重品運搬警備講習にあつては14時間行ふものとし、各講習の最終日に修了考査(五枚択一式問題が14問で、試験時間が35分間のもの)を実施する。

(5) 受講手数料

ア 金額

(ア) 雑踏・交通誘導警備講習 14,000円

(イ) 施設警備講習 23,000円

(ウ) 貴重品運搬警備講習 14,000円

イ 納付方法

福島県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。
なお、既納の受講手数料は、返還しない。

(6) その他

受講者は、筆記用具を持参の上、受講する講習初日の午前8時30分までに1の(3)に掲げる場所に集合し、受付を済ませること。

5 講習の委託先

社団法人福島県警備業協会(福島県福島市中町4番20号 みんゆうビル401号)

電話024-523-4911

6 講習についての問い合わせ先

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話024-522-2151 内線3026又は3027

(生活安全企画課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地の収用について平成二十一年六月三十日次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十一年七月十日

福島県収用委員会

会長 渡邊 健壽

一 起業者の名称

東日本高速道路株式会社

二 事業の種類

高速自動車国道常磐自動車道新設工事(福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平地内から同町大字下野上字清水地内まで、同郡双葉町大字山田字東西羽黒地内から同町大字山田字上萩平地内まで、同町大字寺沢字唐沢地内から同郡浪江町大字井手字大円川原地内まで、同町大字加倉字今神地内から同町大字室原字田子平地内まで、南相馬市小高区川房字四ツ栗地内、同市小高区金谷字作迫地内から同市小高区飯崎字一ノ関地内まで、同市小高区大富字北谷地地内から同市小高区羽倉字南沢地内まで、同市原町区馬場字原地内から同市原町区馬場字下中内地内まで、同市原町区押釜字戸島土地内から同市原町区石神字中山地内まで、同市原町区信田沢字道ノ上地内から同市鹿島区小池字立ノ沢地内まで、同市鹿島区小山田字大日沢地内から同市鹿島区浮田字鶴位地内まで、相馬市富沢字藤木地内から同市富沢字焼切地内まで及び同市今田字久保前地内から同市粟津字愛ノ沢地内まで)並びにこれに伴う市道、町道及び農業用水路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在地番	地目		地積(平方メートル)	実測	収用しようとする土地の地積(平方メートル)
	登記簿	現況			
福島県南相馬市鹿島区小山田字大日沢	四七番	山林	七〇三・〇三	七〇三・〇三	五五一・三四

四 土地所有者の氏名、住所及び持分

氏名	住所	持分

星美智子	福島県福島市蓬萊町一丁目四番三〇号	七〇五六〇分の六四九三三
高房江	北海道赤平市若木町西三丁目二〇番地	二九四分の一
諸元富男	福島県本宮市青田字花掛二〇番地	九八〇分の一
但野重治	福島県南相馬市鹿島区上柵窪字植ノ畑一五〇番地	二八分の一
大越勇	不明	二八分の一
大越由美子	青森県三沢市花園町四丁目三一番地二九四六号(書類送達先 青森県三沢市東町二丁目二番地一号 コーポきらら二〇二号)	一一七六〇分の五
大越隆義	北海道川上郡標茶町常盤六丁目六番地	七〇五六〇分の一三三
野呂好江	北海道網走郡大空町女満別東陽二丁目五番二一〇一号 東陽公住	三五二八〇分の五六

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
なし

福島県収用委員会告示第八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地の収用について平成二十一年六月三十日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
平成二十一年七月十日

福島県収用委員会

会長 渡 邊 健 壽

- 一 起業者の名称
東日本高速道路株式会社
- 二 事業の種類
高速自動車国道常磐自動車道新設工事(福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平地内から同町大字下野上字清水地内まで、同郡双葉町大字山田字東西羽黒地内から同町大字山田字上萩平地内まで、同町大字寺沢字唐沢地内から同郡浪江町大字井手字大田川原地内まで、同町大字加倉字今神地内から同町大字室原字田子平地内まで、南相馬市

小高区川房字四ツ栗地内、同市小高区金谷字作迫地内から同市小高区飯崎字一ノ関地内まで、同市小高区大富字北谷地内から同市小高区羽倉字南沢地内まで、同市原町区馬場字原地内から同市原町区馬場字下中内地内まで、同市原町区信田沢字道ノ上地内から同市鹿島区小池字立ノ沢地内まで、同市鹿島区小山田字大日沢地内から同市鹿島区浮田字鶴位地内まで、相馬市富沢字藤木地内から同市富沢字焼切地内まで及び同市今田字久保前地内から同市粟津字愛ノ沢地内まで)並びにこれに伴う市道、町道及び農業用水路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在地番	地目		実測	取用しようとする土地の地積(平方メートル)
	登記簿	現況		
福島県南相馬市鹿島区小山田字大日沢	六二番一	山林原野	九、八五八	二、一三八・九六

四 土地所有者の氏名、住所及び持分

氏名	住所	持分
只野忠正	福島県南相馬市鹿島区小山田字大日沢二二二番地	七〇五六〇分の六四九三三
高房江	北海道赤平市若木町西三丁目二〇番地	二九四分の一
諸元富男	福島県本宮市青田字花掛二〇番地	九八〇分の一
但野重治	福島県南相馬市鹿島区上柵窪字植ノ畑一五〇番地	二八分の一
大越勇	不明	二八分の一
大越由美子	青森県三沢市花園町四丁目三一番地二九四六号(書類送達先 青森県三沢市東町二丁目二番地一号 コーポきらら二〇二号)	一一七六〇分の五

大越隆義	北海道川上郡標茶町常盤六丁目六番地	七〇五六〇分の 一三三三
野呂好江	北海道網走郡大空町女満別東陽二丁目五番二一 二〇一〇号 東陽公住	三五二八〇分の 五六

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
なし

福島県収用委員会告示第九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用について平成二十一年六月三十日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
平成二十一年七月十日

福島県収用委員会

会 長 渡 邊 健 壽

一 起業者の名称
東日本高速道路株式会社

二 事業の種類
高速自動車国道常磐自動車道新設工事（福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平地内から同町大字下野上字清水地内まで、同郡双葉町大字山田字東西羽黒地内から同町大字山田字上萩平地内まで、同町大字寺沢字唐沢地内から同郡浪江町大字井手字大円川原地内まで、同町大字加倉字今神地内から同町大字室原字田子平地内まで、南相馬市小高区川房字四ツ栗地内、同市小高区金谷字作迫地内から同市小高区飯崎字一ノ関地内まで、同市小高区大富字北谷地内から同市小高区羽倉字南沢地内まで、同市原町区馬場字原地内から同市原町区馬場字下中内地内まで、同市原町区押釜字戸島土地内から同市原町区石神字中山地内まで、同市原町区信田沢字道ノ上地内から同市鹿島区小池字立ノ沢地内まで、同市鹿島区小山田字大日沢地内から同市鹿島区浮田字鶴位地内まで、相馬市富沢字藤木地内から同市富沢字焼切地内まで及び同市今田字久保前地内から同市粟津字愛ノ沢地内まで）並びにこれに伴う市道、町道及び農業用水路代替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在地番	地目		地積（平方メートル）
	登記簿	現況	
福島県南相馬市鹿島区 六三番	山林	原野	二、三〇
	登記簿	現況	二、三〇
	実測		五・〇〇
	取用しようとする土地の地積（平方メートル）		八一六・三〇

四 土地所有者の氏名、住所及び持分

小山田字大日沢	六四番	山林原野	四、〇二	一、四、〇二	一、〇〇〇	一、〇五七・五
---------	-----	------	------	--------	-------	---------

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
なし

氏名	住 所	持 分
天野勝典	福島県南相馬市鹿島区小山田字戸ノ内四九〇番地	七〇五六〇分の 六四九三三
高房江	北海道赤平市若木町西三丁目二〇番地	二九四分の一
諸元富男	福島県本宮市青田字花掛二〇番地	九八〇分の一
但野重治	福島県南相馬市鹿島区上柗窪字植ノ畑一五〇番地	二八分の一
大越勇	不明	二八分の一
大越由美子	青森県三沢市花園町四丁目三一番地二九四六号（書類送達先 青森県三沢市東町二丁目二番地 一号 コーポきらら二〇二号）	一一七六〇分の五
大越隆義	北海道川上郡標茶町常盤六丁目六番地	七〇五六〇分の 一三三三
野呂好江	北海道網走郡大空町女満別東陽二丁目五番二一 二〇一〇号 東陽公住	三五二八〇分の 五六